第

1052

뮥



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1998年) 平成10年 4月16日 木曜日

発行所

株式会社「Pシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

[©] 父名義の家屋に子供が増築した場合

Q:父は、自分の土地に住宅を所有しています。この度、親と同居することになり、父名義の家屋に、息子の私が銀行でローンを借りて、増築をすることにしました。

増築の登記は父名義で行い、その後直ちに 時価相当額によりあん分した持分割合で、父 から私に贈与登記しましたが、贈与税の問題 はありますか。

A:贈与税の問題はありません。

【解説】

父名義で増築すると同時に、価値あん分に よる持分で父、子の共有登記をしている場合 は、子の持分相当額を子が拠出したことが明 らかであれば、贈与税の問題はありません。

また、家屋の敷地の使用については、その 使用が使用貸借に基づくものである限り、借 地権の贈与関係は生ぜず、その家屋の敷地に ついて将来相続等があった場合には、更地と して評価されることになります。

なお、ご質問の場合、父は既存家屋の持分の一部を子に移転する代わりに、父が負担させたということを子に負担させたと既存家屋ので、父から子に対する既存家課税の時分の譲渡については、譲渡所得税のにるがないます。この場合には、のでありませるも、直系を共有とするための譲渡に対するための譲渡に対するための譲渡に対するための譲渡に対するための譲渡に対するためますので、居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例の適用はありません。

